

令和2年(2020年)

6/21

No.1433



区のおしらせ

ちゅうおう

熱中症に 気を付けましょう!

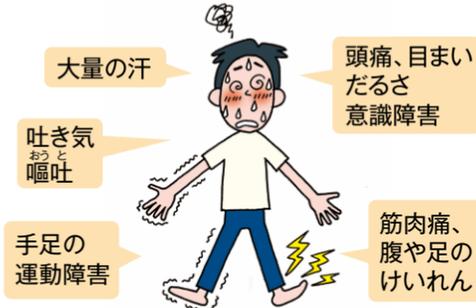


熱中症は命に関わることもありますが、
予防方法を知っていれば防げます。
予防行動のポイント・応急処置を再確認
し、夏を楽しく健康に過ごしましょう。

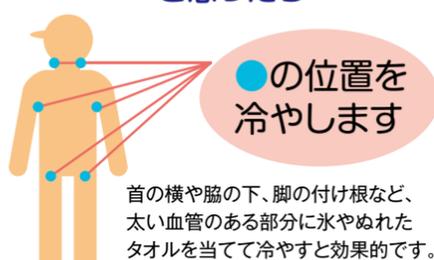
熱中症とは

高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れて、調整機能がうまく働かないことにより発症する障害の総称です。

熱中症の症状



「熱中症かな…」と思ったら



こんなときは救急車を呼びましょう!

- ・意識がもうろうとしている
- ・呼び掛けても反応がない
- ・自力で水分摂取ができない



「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密(密集・密接・密閉)」を避けるなどの「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは次のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整する。
- ・感染症予防のため、換気扇や窓の開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定を小まめに調整する。
- ・暑い日や時間帯は無理をしない。
- ・涼しい服装にする。

・急に暑くなった日などは特に注意する。

2 適宜マスクを外しましょう

- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意。
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクを外す。
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとる。

3 小まめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給する。
- ・1日当たり1.2リットルを目安に。
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに。

4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック

を欠かさずに行う。

- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養する。

5 暑さに備えた体づくりをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動する。
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で。
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度を目安に。
- ◎特に高齢者、子ども、障害のある方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。
- ◎3密(密集・密接・密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。



※出典：環境省熱中症予防情報サイト

☎中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

・高齢の方

京橋おとしより相談センター

☎(3545)1107

日本橋おとしより相談センター

☎(3665)3547

人形町おとしより相談センター

☎(5847)5580

月島おとしより相談センター

☎(3531)1005

勝どきおとしより相談センター

☎(6228)2205

～いきいき館(敬老館)で涼みませんか～

区内にお住まいの60歳以上の方の憩いの場としての役割に加え、健康づくり・仲間づくり・生きがいの増進を行ういきいき館(敬老館)を区内3カ所で運営しています。

7月1日(水)から9月6日(日)まで、猛暑避難シェルターとして開館時間を1時間延長し、毎日朝9時から夕方6時まで開館します。暑い夏の日、いきいき館で涼を取りながら

楽しくお過ごしください。

利用できる方

60歳以上の区内在住者

利用方法

利用の際は登録が必要です。初めての方は、保険証などを持参し、各いきいき館で利用者証の交付を受けてくだ

開館時間を1時間延長



さい。

☎いきいき桜川(桜川敬老館)

入船1-1-1(桜川公園内)

☎(3553)0030

いきいき浜町(浜町敬老館)

日本橋浜町3-37-1

☎(3669)3385

いきいき勝どき(勝どき敬老館)

勝どき1-5-1

☎(3531)3258



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回7月1日号は町会・自治会配布です。

凡例

☎ 問い合わせ(申込)先

HP ホームページアドレス

✉ Eメールアドレス

掲載のイベント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止とする場合があります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。

令和元年度 下半期の財政状況

区では、区民の皆さんに中央区の財政状況を理解していただくため、納められた税金の使い道や区の財産、基金(貯金)、特別区債(借金)の現況などを毎年6月と12月に公表しています。

今回は、令和元年度下半期(令和元年10月1日～令和2年3月31日)分についてお知らせします。

なお、各会計の収入済額・支出済額は令和2年3月31日現在のもので、出納整理期間(令和2年4月1日～5月31日)の額は含まれていないため、最終的な決算額とは異なります。

問 財政課財政担当 ☎(3546)5255

一般会計

執行状況(令和2年3月31日現在)

歳入歳出予算現額	1,036億3,237万7千円 (うち前年度からの繰越事業費 8億5,043万7千円)
収入済額	896億6,341万1千円(執行率86.5%)
支出済額	710億9,998万4千円(執行率68.6%)



318億1,089万1千円 300億1,910万9千円(94.4%)	特別区税	福祉保健費	346億6,675万7千円 294億4,113万7千円(84.9%)
---------------------------------------	------	-------	---------------------------------------

160億3,600万円 165億35万8千円(102.9%)	特別区交付金	教育費	191億2,345万1千円 122億9,442万5千円(64.3%)
-----------------------------------	--------	-----	---------------------------------------

114億1,833万3千円 102億5,484万4千円(89.8%)	国庫支出金	環境土木費	122億8,230万7千円 80億5,653万7千円(65.6%)
---------------------------------------	-------	-------	--------------------------------------

86億4,258万8千円 83億3,380万3千円(96.4%)	使用料及び手数料	都市整備費	97億7,801万8千円 30億9,567万4千円(31.7%)
-------------------------------------	----------	-------	-------------------------------------

81億9,700万円 81億433万9千円(98.9%)	地方消費税交付金	区民費	88億8,879万円 72億5,885万9千円(81.7%)
---------------------------------	----------	-----	-----------------------------------

64億3,731万1千円 47億4,971万1千円(73.8%)	都支出金	諸支出金	88億5,436万4千円 35億3,877万8千円(40.0%)
-------------------------------------	------	------	-------------------------------------

210億9,025万4千円 117億124万7千円(55.5%)	その他	その他	100億3,869万円 74億1,457万4千円(73.9%)
-------------------------------------	-----	-----	------------------------------------

□ 予算現額
■ 収入済額・支出済額(率)

特別会計

執行状況(令和2年3月31日現在)

会計	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
国民健康保険事業会計	131億1,177万1千円	119億7,058万9千円	91.3%	121億1,001万2千円	92.4%
介護保険事業会計	87億2,573万5千円	81億425万8千円	92.9%	78億7,501万5千円	90.3%
後期高齢者医療会計	29億763万1千円	27億4,118万7千円	94.3%	28億3,955万円	97.7%

補正予算のあらまし 3億1,191万円を増額補正

令和2年度の一般会計補正予算および国民健康保険事業会計補正予算が、5月に開かれた第1回区議会臨時会で可決されました。

今回の補正予算は、3億1,191万円の増額で、補正後の予算額は1,490億8,545万円となりました(別表のとおり)。

別表

	補正予算額	補正後の予算額
一般会計	2億9,791万円	1,359億4,439万8千円
国民健康保険事業会計	1,400万円	131億4,105万2千円
合計	3億1,191万円	1,490億8,545万円

主な内容

子育て世帯への臨時特別給付金の支給(1億2,791万円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援することを目的に、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別給付金を支給

特別区民税区民負担の概況

(令和2年3月31日現在)

特別区民税調定額	288億1,560万5千円
人口	162,502人
世帯数	91,852世帯

◎人口および世帯数は、平成31年1月1日(賦課期日)現在のものです。

1人当たり
17万7,325円

1世帯当たり
31万3,718円

区の財産

令和2年3月末現在7,414億3,000万6千円
令和元年9月末に比べて210億1,746万3千円増えました。

土地(454,670.79㎡)	建物(573,758.64㎡)	工作物・動産・立木竹	有価証券など
5,578億4,079万9千円	1,757億2,591万1千円	63億4,655万1千円	15億1,674万5千円

一時借入金

一時借入金とは、一時的に支払資金が不足する場合に、年度内に返済することを条件に、金融機関などから借り入れる資金をいいます。

令和2年3月31日現在の一時借入金はありません。

区の貯金(基金)

令和2年3月末現在653億3,728万7千円
令和元年9月末に比べて2億8,092万円増えました。

施設整備基金	教育施設整備基金	財政調整基金	減債基金
104億6,263万円	247億9,551万円	241億1,318万3千円	3億5,630万円
まちづくり支援基金	平和基金	交通環境改善基金	森とみどりの基金
36億4,696万6千円	4,257万9千円	2億8,820万7千円	2億1,930万7千円
文化振興基金	ふるさと応援基金	介護保険給付準備基金	
3億7,427万8千円	0円	10億3,832万7千円	

区の借金(特別区債)

令和2年3月末現在151億4,085万8千円
令和元年9月末に比べて2億9,668万2千円減りました。

児童福祉施設整備のため	学校建設・改築や用地取得のため
15億6,349万7千円	135億7,736万1千円

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

区のおしらせ



区の公式 SNS など



夏場の食中毒に注意しましょう

気温、湿度が高くなるこれからの季節は、細菌による食中毒が発生しやすくなります。家庭の食事が原因で食中毒が起こることもあるので注意が必要です。

食中毒予防の3原則

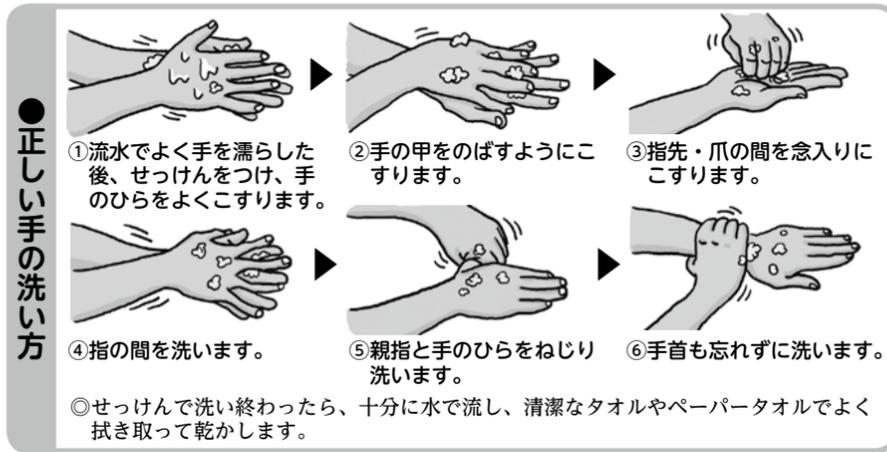
食中毒予防の3原則である「つけない」「増やさない」「やっつける」を徹底しましょう。

- ①つけない
 - ～手と調理器具はいつも清潔に～
 - 調理を始める前は、せっけんなどを使ってよく手を洗いましょう。
 - まな板は、肉・魚・野菜用に分けて調理しましょう。
 - 包丁やまな板などの調理器具類を介して食中毒菌に汚染されることがあります。調理作業や取り扱い食材が変わるごとに、調理器具類の洗浄・殺菌を行いましょう。
- ②増やさない
 - ～食品は素早く調理、早めに食べる～
 - 食中毒菌の大部分は5～60℃の危険ゾーンでとても早く増殖します。

食材を適度な温度で保つために、食材は放置しないようにしましょう。

- ・買った食材は、すぐに冷蔵庫に入れて保管しましょう。冷蔵庫内は詰め過ぎず、7割程度を心掛けましょう。保存する場合も長期間にならないようにしましょう。
- ③やっつける
 - ～中まで加熱、すぐ冷却～
 - 食中毒菌の多くは75℃以上で1分間以上の加熱で死滅します。中心部まで十分に加熱しましょう。冷凍食品もしっかり加熱しましょう。
 - 調理済みの食材は、冷蔵10℃以下、冷凍-15℃以下で保存しましょう。また、調理作業後の調理器具類は、洗剤でよく洗ってから熱湯をかけたり、塩素系殺菌剤を使って殺菌しましょう。

細菌による食中毒の例
カンピロバクター
鶏や牛などの家畜の腸管内にいる細菌で、特に鶏肉に高い割合で付着



しています。主な発生原因として、鳥わさ、鳥刺しなどの生肉料理や加熱不十分な鶏肉料理、生の鶏肉を扱った手指や調理器具からの二次汚染などが挙げられます。少量の菌数でも感染し、体内に入ると平均2～3日後に下痢、腹痛、発熱(38℃以上)などの症状を引き起こします。また、まれに症状が治まった後で、「ギラン・バレー症候群(手足のしびれや顔面まひ、歩行困難など)」を発症する場合があります。

腸管出血性大腸菌
主に牛の腸の中にある細菌です。牛のふん尿などを介して牛肉やその

他の食品・井戸水などを汚染します。少量の菌数でも感染し、菌が体内に入ると、平均3～5日後に、発熱や激しい腹痛、下痢、血便などの症状を引き起こします。特に抵抗力の弱い子どもや高齢者は、症状が重くなりやすく、合併症を起こして死亡する事例もあります。

食中毒かな?と思ったら
早めに医療機関を受診してください。自分自身の判断での吐き気止めや下痢止めの服薬は控えましょう。
中央区保健所生活衛生課食品衛生第二係
☎(3546)5399

子ども発達支援センター

ゆりのき利用案内

子ども発達支援センター ゆりのきは、発達障害など育ちに支援が必要なお子さんとその家族に対して、適切な相談や支援を行う、地域の療育の拠点です。

言葉が遅い・発音がはっきりしない、お友達とうまく関われないなどお子さんの発達状況に応じて、心理

面接、個別療育(理学・作業・言語療法)、集団療育や児童精神科などの専門相談を活用し、継続的な支援を行っています。また、お子さんに関わる多機関が、適切な支援方法や課題を共有し、通園・通学先が変わる成長の節目をきちんとつなぐことで、蓄積した支援

を引き継ぐ「育ちのサポートカルテ」を作成しています。各種相談など別表のとおり
◎詳しくはお問い合わせください。
子ども発達支援センター ゆりのき
☎(3545)9844
FAX(3545)9660

事業名	対象	内容
こどもの発達相談	0～18歳の方 (新規相談は5歳まで)	お子さんの発達に関する相談を受け、発達状況に応じて、心理面接、個別療育(理学療法、作業療法、言語療法)、集団療育や児童精神科などの専門相談を活用し、継続的な支援を行います。
保育園巡回相談	0～5歳のお子さん	相談員が保育所、認定こども園などを訪問し、在園するお子さんの発達状況についての助言を行います。
児童発達支援(幼児室)(※)	1歳半～5歳のお子さん	小グループでの遊びや課題を通して、基本的な生活習慣の確立、運動機能・認知機能・社会性を高める支援を行います。
放課後等デイサービス(※)	6～18歳の障害のある方	放課後や夏休みなどの居場所の確保と生活の支援を行います。
保育所等訪問支援(※)	0～18歳の障害のある方	相談員が保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、職員に対し専門的な支援を行います。
障害児相談支援		障害福祉サービスを利用する障害のあるお子さん・保護者に対し、支援計画を作成します。
育ちのサポートシステム	0～18歳の方	発達障害など育ちに支援を必要とする子どもの個性を理解し、保健、福祉、教育が連携してライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を推進します。

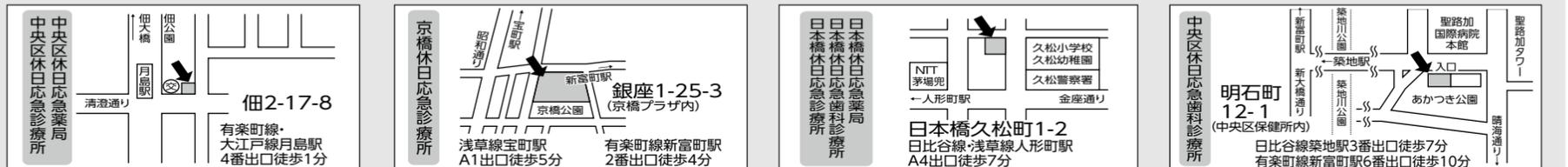
(※)事業を利用する場合は、障害児通所支援の支給決定(受給者証)が必要です。
◎児童発達支援・放課後等デイサービスでは、送迎サービスがあります。

緊急の診療案内

土曜日・休日の診療

現在、中央区休日応急診療所に新型コロナウイルス感染症PCR検査センターを設置しているため、中央区休日応急診療所および中央区休日応急薬局を当面の間休止します。これに伴い、京橋休日応急診療所では、診療日時を拡大するとともに、薬剤師を派遣し、院内調剤および服薬指導を行っています。なお、中央区休日応急診療所および中央区休日応急薬局の再開については、決まり次第ご案内します。

施設名	診療時間	土曜日			日曜日、祝日・休日、年末年始			担当
		午後5時～10時	午後5時～10時	午後5時～10時	午前9時～午後5時	午後5時～10時	午後5時～10時	
中央区休日応急診療所 ☎(3533) 3136		休止中	休止中	休止中	休止中	休止中	中央区医師会 ☎(3531) 1048	
京橋休日応急診療所 ☎(3561) 5171		○	○	○	○	○	日本橋医師会 ☎(3666) 0682	
日本橋休日応急診療所 ☎(5640) 2570		○	○	○	○	○	日本橋医師会 ☎(3666) 0682	
■ 歯科診療								
施設名	診療時間	土曜日			日曜日、祝日・休日、年末年始			担当
中央区休日応急歯科診療所 ☎(3541) 5420		午後5時～10時	午後5時～10時	午後5時～10時	午後5時～10時	午後5時～10時	京橋歯科医師会 ☎(3538) 2700	
日本橋休日応急歯科診療所 ☎(5640) 5256		○	○	○	○	○	お江戸日本橋歯科医師会 ☎(3661) 1565	
■ 調剤薬局								
施設名	診療時間	土曜日			日曜日、祝日・休日、年末年始			担当
中央区休日応急薬局 ☎(3533) 5170		午後5時～10時	午後5時～10時	午後5時～10時	午後5時～10時	午後5時～10時	京橋薬剤師会 ☎(3567) 5386	
日本橋休日応急薬局 ☎(5640) 9856		○	○	○	○	○	日本橋薬剤師会 ☎(3666) 6554	

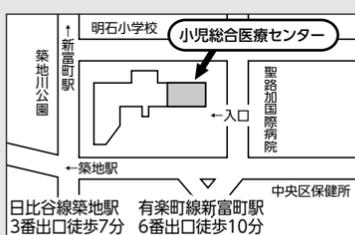


◎緊急の場合以外は、通常の診療時間内に各医療機関で診療を受けてください。定期的を受診することはできません。◎年末年始は、12月29日から1月3日までです。

- 保険証と①医療証(小学校就学前の方)、②医療証(小・中学校就学中の方)を必ずお持ちください。

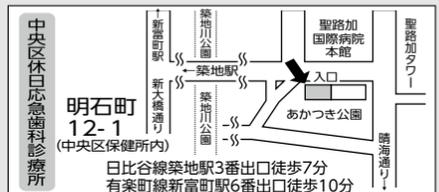
平日準夜間の小児科診療

対象 中学生まで(15歳以下)の急病者
診療日 月～金曜日(祝日・休日、年末年始は除く)
受付時間 午後6時45分～9時45分(診療開始は午後7時～)
場所 聖路加国際病院 小児総合医療センター 明石町10-1 ☎(5550) 7040



毎日の診療案内(24時間)

東京都医療機関案内サービスひまわり ☎(5272) 0303
東京消防庁救急相談センター ☎(3212) 2323
(携帯電話・PHS・プッシュ回線からは#7119)



令和2年6月21日現在

高齢の方へのサービスのご案内

介護が必要な方へのサービス

■印のサービスは費用負担があります。
◎詳しくは各サービスの欄までお問い合わせください。

～介護保険給付の種類を補うサービス～

■紙おむつ等支給

要介護2以上の在宅および介護保険施設以外の入院(所)者で、常時寝たきりまたは認知症により、失禁状態にあり、おむつが必要な方が対象

- (1)紙おむつ支給(在宅の方)
6品目46種類から必要量を組み合わせで選択
- (2)おむつ代助成(病院などに入院(所)中で紙おむつの持ち込みができない方)

■一般寝台(高さ調節機能付き)の貸与

住民税非課税世帯の方で要支援1・2、要介護1の立ち上がりが困難な在宅の方が対象
高さ調節ができる一般寝台の貸与費用を一部助成します。

■徘徊高齢者探索システム費用助成

認知症による徘徊のある方を在宅で介護している方が対象
探索システム利用料を一部助成します。

■ふとん乾燥・丸洗いサービス

要介護2以上の常時寝たきりの在宅の方で、布団を干すことが困難な状況にある方が対象

- ①または②のいずれかを選択
- ①布団乾燥 毎月1回
- ②水洗い年1回(5月)、丸洗い年1回(12月)、布団乾燥5・12月を除く月1回

■理美容サービス

要介護2以上の常時寝たきりまたは認知症の在宅の方で、理容所・美容所へ出向くことが困難な方が対象

理容師・美容師のご自宅への出張サービス(年6枚を限度に利用券を交付します)



☎高齢者福祉課
高齢者サービス係
☎(3546)5355

■リフト付きハイヤー

寝たきりの方や歩行困難な方で日常車いすを利用している方が対象
リフト付きハイヤー利用料(730円まで)の助成(原則月4枚の利用券を交付します)

☎障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5389

■食事サービス

70歳以上または要介護・要支援認定を受けた65歳以上の方で、調理や買い物が困難な1人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯の方が対象
安否確認を兼ねて昼食・夕食を配達します。

☎中央区社会福祉協議会
在宅福祉サービス部
☎(3206)0603

～介護保険給付の量を補うサービス～

●印のサービスは、介護保険の対象とならない自立と認定された方もご利用いただけます。

■生活援助サービス(ホームヘルプサービス)

要介護5と認定された1人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方が対象

生活援助
週4回以内(ただし、介護保険を支給限度額まで使っていること)

■住宅設備改善給付

身体機能が低下しており、住宅設備の改善が特に必要な方が対象
要介護・要支援と認定された方：下記(1)～(3)
自立と認定された方：下記(1)・(2)・(4)

- (1)浴槽・流し・洗面台などの取り替えおよび付帯工事
- (2)便器の洋式化および付帯工事
- (3)階段昇降機の設置(直線型・曲線型)
- (4)手すり取り付け、段差解消、すべり防止床材への変更、引き戸への扉変更工事など



■院内介助サービス(ホームヘルプサービス)

原則要介護5と認定された1人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方が対象

医療機関受診時の院内での待ち時間における介助をします。
週4時間以内(ただし原則として、介護保険を支給限度額まで使っていること)

■在宅支援入浴サービス(訪問入浴サービス)

要介護5と認定された常時寝たきりで、入浴が全介助の方が対象

巡回入浴車による入浴介助をします。
介護保険と合わせて週1回を限度(ただし、介護保険を支給限度額まで使っていること)

☎介護保険課事業者支援給付係
☎(3546)5377



■緊急生活支援宿泊サービス(緊急ショートステイ)

介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な方が対象
原則1週間



■在宅療養支援訪問看護

医療保険・介護保険などの訪問看護を利用していない方、介護保険のケアプランに訪問看護が組み入れられていない方、病院退院時または外泊時に医療保険・介護保険などの訪問看護が利用できない方が対象
療養上の相談・医療的ケアの指導などをします。
1人につき2回まで

☎介護保険課地域支援係
☎(3546)5379

在宅介護を支援するためのサービス

おとしより介護応援手当

要介護3以上の65歳以上の方で区に6カ月以上居住し、寝たきりまたは認知症の状態が3カ月以上継続している方(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者は除く)が対象

区内の自宅在宅介護を受けている方(医療機関に入院中の方を含む)に支給します。

月額20,000円(3カ月ごとに支給)
ただし、重度心身障害者手当受給者は月額10,000円

介護者慰労

区に6カ月以上居住する、要介護2以上の寝たきりまたは認知症の方を在宅で常時介護している方が対象

区内の自宅で家族を在宅介護している方に食事券、マッサージ券、旅行券を10,000円を単位として、合計30,000円を限度に年1回支給します。



☎高齢者福祉課高齢者サービス係
☎(3546)5355

介護に関する相談窓口

相談窓口	電話	相談日	利用時間
おとしより相談コーナー(区役所4階介護保険課)	☎(3546)5379	月～金曜日	午前8時30分～午後5時
京橋おとしより相談センター(リハポート明石等複合施設1階)	☎(3545)1107	月～土曜日	午前9時～午後6時
日本橋おとしより相談センター(十思スクエア1階)	☎(3665)3547		
人形町おとしより相談センター(日本橋医師会人形町ビル1階)	☎(5847)5580		
月島おとしより相談センター(月島区民センター1階)	☎(3531)1005		
勝どきおとしより相談センター(勝どきザ・リバーフロント1階)	☎(6228)2205		

介護予防のサービス

○印のサービスは要支援1・2の方および生活機能に低下が見られる方が対象です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、一部のサービスを中止している場合があります。◎詳しくは各サービスの欄までお問い合わせください。

■○予防訪問サービス(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問して食事・入浴の介助や掃除・洗濯・調理などにより日常生活の支援を行います。

■○予防生活援助サービス

事業者が訪問して掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います(身体介護は行いません)。

■○予防通所サービス(デイサービス)

通所介護施設で提供される、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活を送る上で必要となる支援および機能訓練を行います。



■はつらつ健康教室

生活機能に低下が見られ、短期集中型トレーニングにより改善が見込まれる方(要介護1~5の方を除く)が対象
自宅でできる体操を中心に口腔・栄養改善につながるミニ講習会(一部マシントレーニングを含む)も合わせて実施します。

週1回3カ月、最長6カ月まで継続可
会場：いきいき桜川(桜川敬老館)、浜町高齢者トレーニングルーム、ケアプラザあいおい、マイホームはるみ
◎詳しくは「区のおしらせ ちゅうおう」8月1日号・11月1日号・2月1日号に掲載する予定です。



■おとしより相談センター

京橋 ☎(3545)1107
日本橋 ☎(3665)3547
人形町 ☎(5847)5580
月島 ☎(3531)1005
勝どき ☎(6228)2205

■訪問健康づくり事業

健康教室への参加が困難な方が対象
保健師がご自宅を訪問し、生活機能を改善するための相談やアドバイスをいたします。また、電話での相談やアドバイスも行っています。

■ゆうゆう講座

要介護・要支援認定を受けていない60歳以上の方が対象
楽しみながら自然と健康づくりにつながる1回完結型の講座を区内の社会教育会館で実施します。既存の区内サークルなどの紹介も行います。
◎詳しくは「区のおしらせ ちゅうおう」9月1日号・3月1日号に掲載する予定です。

■さわやか健康教室

要介護・要支援認定を受けていない方で、生活機能が低下していない60歳以上の方が対象
マシントレーニングを中心に口腔ケア・栄養改善のミニ講習会も合わせて実施します。

週1回3カ月 最長6カ月まで継続可
会場：いきいき桜川(桜川敬老館)、浜町高齢者トレーニングルーム、ケアプラザあいおい
◎詳しくは「区のおしらせ ちゅうおう」8月1日号・11月1日号・2月1日号に掲載する予定です。



■高齢者福祉課高齢者活動支援係
☎(3546)5334

1人暮らしなどの高齢の方へのサービス

◎年齢の記載のないものは、原則として65歳以上の方が対象です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、一部のサービスを中止している場合があります。◎詳しくは各サービスの欄までお問い合わせください。

■緊急通報システム

65歳以上の1人暮らし・高齢者のみの世帯の方または日中独居高齢者など(同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方)が対象
対象者宅に緊急通報機器を設置します。急病などの緊急時にボタンを押すと、区の委託事業者の受信センターに通報され、救助を受けられます(希望により、火災センサーや見守りセンサーを設置することもできます)。

■ふとん乾燥サービス

1人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、ふとんを干すことが困難な状況にある方が対象
布団乾燥 毎月1回

■高齢者電話料金助成

定期的に安否確認が必要な65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯(世帯全員が非課税)の方で、近隣に親族がいない方が対象
電話料金などの助成をします。
助成範囲 月額基本料と通話料の合計2,500円まで



■高齢者福祉課高齢者サービス係
☎(3546)5355

■家具類転倒防止器具の取り付け

65歳以上で要介護2以上の寝たきり、1人暮らしの方、65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯の方または日中独居高齢者など(同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方)が対象
対象者宅に家具類転倒防止器具(4個までは区の助成あり)を取り付けます。
◎申請は世帯につき1回限りです。

■高齢者福祉課高齢者福祉係
☎(3546)5354

■暮らしの困りごとサポート

1人暮らしおよび高齢者のみの世帯の方が対象
日常生活でのちょっとした困りごと(専門的な技術を要しないもの)について、シルバー人材センター会員が出張サービスを提供します(電球の交換、軽い家具の移動、物の上げ下ろし、カーテンの取り替えなど)。

■中央区シルバー人材センター
☎(3551)2700



■友愛電話訪問

1人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方が対象
相談員が自宅に定期的に電話または訪問し、孤独感の解消や事故の未然防止を図ります。

■介護保険課地域支援係
☎(3546)5649

■入退院時サポート

65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方が対象
◎虹のサービスの会員登録が必要です。
「虹のサービス」の協力会員が、病院への入院時から退院後1週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどのお手伝いをした場合、年間48時間を限度に虹のサービス利用料を助成します。



■食事サービス

70歳以上または要介護・要支援認定を受けた65歳以上の方で、調理や買い物に困難な1人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯の方が対象
安否確認を兼ねて昼食・夕食を配達します。

■中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部
☎(3206)0603

その他のサービス

■敬老買物券

9月15日現在中央区に住所を有する方のうち、年度内に75歳以上になる方が対象
区内共通買物券などを贈呈します。
◎詳しくは「区のおしらせ ちゅうおう」9月1日号に掲載する予定です。



■敬老入浴事業

65歳以上の希望する方(特別養護老人ホーム入所者は除く)が対象
区内公衆浴場および他区協力浴場を1回100円で利用できる敬老入浴証(カード)を交付します。

■高齢者福祉課高齢者福祉係
☎(3546)5354

■補聴器購入費用助成

65歳以上(一定の所得額以下)で、耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認める方(聴覚障害の手帳所持者を除く)が対象
助成額 35,000円まで

■歩行補助杖の給付

65歳以上の歩行に必要の方が対象
歩行補助つえを無料で給付
1人1本限り

■高齢者福祉課高齢者活動支援係
☎(3546)5716



■虹のサービス(区民どうしのたすけあい家事サポート)

高齢や障害などのため、日常の家事援助などを必要としている方が対象
協力会員による、利用会員の自宅や病院、施設での、掃除、洗濯、布団干し、買い物、食事の支度、散歩・通院などの外出付き添い、薬の受け取りなどの代行、話し相手など
◎本サービスのご利用には、会員登録が必要です。

■会食と交流事業「ほがらかサロン」

70歳以上の1人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯の方で、日常的に他との交流や外出の機会が少ない方が対象
毎月1回、区内4カ所で家庭的な雰囲気の中、食事や懇談、レクリエーションなどを実施

■中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部
☎(3206)0603

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

令和元年度

情報公開・個人情報保護の実施状況

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報公開制度

情報公開制度は、皆さんからの求めに応じて、区政に関するさまざまな情報を開示する制度です。

条例では、区政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、区政情報の範囲や請求の方法、開示手数料、審査請求の手續きなどを定めています。

令和元年度の区政情報開示の処理状況は、別表1のとおりです。

件数は、合計2,443件で、決定の内容は、開示が1,507件(61.7%)、一部開示が812件(33.2%)、非開示が124件(5.1%)、でした。

この他、区民の皆さんへ積極的に情報を提供するため、区役所1階の情報公開コーナーで、区が発行した刊行物などの行政資料の閲覧や貸し出しを行っています。

また、区などが発行している有償刊行物の販売も行っていますのでご利用ください。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、区民の皆さんのプライバシーを守るため、自身の個人情報の開示などを求めることができる制度です。

条例では、自己情報の開示などを請求する区民の権利を明らかにするとともに、区が管理する個人情報について、適正な管理や利用のルールを定め、不正に取り扱った場合の罰則を規定しています。

令和元年度は、開示請求が82件で、決定の内容は、開示が32件、一部開示が26件、非開示が22件、存否応答拒否が2件でした。

個人情報を取り扱う事務は、その利用目的、内容などを記載し、登録を行います。また、登録した目的以外で個人情報を利用したときや、外部への提供をしたときは、理由などを記載した記録票を作成しています。登録票および記録票は、どなたでも閲覧できます。

事務の登録などの状況は、別表2のとおりです。

総務課情報公開係

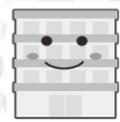
☎(3546)5291

別表2 個人情報取扱事務の登録などの状況

Table with 7 columns: 項目, 区長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 議会, 計. Rows include 事務の登録, 個人情報ファイル, 外部委託, 目的外利用, 外部提供.

別表1 令和元年度区政情報開示請求の主な内容および件数

Table with 4 columns: 開示請求の内容, 決定の内容, 件数, 件数. Rows include 解体工事前周知届出, 一般診療所台帳, 食品関係営業者台帳, 美容所施設一覧, etc.



区立住宅・区立高齢者住宅・区営住宅入居者募集



区立住宅

主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。

主な申し込み資格

区内在住であること、または区内に2親等以内の親族が居住していること、同居親族がいることなど

区立高齢者住宅

満65歳以上(昭和30年7月2日以前の生まれ)の1人暮らし、または高齢者夫婦など(2人世帯高齢者)の世帯の方を対象とする住宅です。

主な申し込み資格

区内に引き続き3年以上居住していること、自立して日常生活を営めることなど

区営住宅

主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。

主な申し込み資格

区内在住であること、同居親族がいること(世帯向け住戸の場合)など

共通

申し込み資格(所得基準)

世帯の所得が別表3の所得基準の範囲内であること

募集する住宅と戸数

別表3のとおり

申し込みのしおりなどの配布期間

- 7月1日(水)まで
◎配布期間中(土曜日は除く)に、区役所5階住宅課および日本橋・月島特別出張所で配布します。
◎6月21日(日)・28日(日)は区役所1階でのみ配布します。
◎区のホームページからダウンロードすることもできます。

申し込み方法

7月8日(必着)までに日本郵便(株)

晴海郵便局留めの郵送で申し込む。

- ◎消印有効ではありませんので、配布期間中に郵送いただくことを推奨します。
◎申し込みは、各住宅区分1世帯につき1通です。申し込み資格、住宅の所在地、間取りなど詳しくは申し込みのしおり、または区のホームページをご覧ください。

住宅課住宅管理係

☎(3546)5467



別表3 Table with 7 columns: 住宅区分, 住宅名, 募集戸数, 間取り, 面積, 基準使用料(月額), 所得基準(年間所得). Rows include 区立住宅 (八丁堀住宅, 京橋プラザ住宅), 区立高齢者住宅, 区営住宅.

◎八丁堀住宅は定額家賃です。
◎八丁堀住宅以外の区立住宅・区立高齢者住宅・区営住宅は、世帯の所得に応じた応能家賃です。
◎京橋プラザ住宅(特公賃型)、区営住宅は、世帯の人数に応じて所得基準が変動します。
◎今回募集の月島四丁目アパートは、世帯向け住戸のため単身での申し込みはできません。
◎所得とは、給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

予防接種のご案内



予防接種を受けることは、感染症の発症を予防したり、かかった場合に重症化しにくくする効果があります。接種時期に、お知らせと予診票を送付します。体調の良い時に早めに受けましょう(法律に基づき区が実施する予防接種は別表のとおり)。中央区へ転入された方で、未接種の予防接種がある場合は、中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参の上、お越しください。

◎法律による対象年齢を過ぎると、公費による接種はできませんのでご注意ください。

日本脳炎予防接種の第2期勧奨

平成19年4月2日から平成21年4月1日生まれの方は、第1期の未接種分を特例対象として9歳から13歳の前日まで接種できます。第1期の未接種分がある方は、予診票の交付を行っていますので、中央区保健所、日本橋・月島保健センターに母子健康手帳を持参の上、お越しください。

日本脳炎予防接種の特例対象の勧奨

平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方へ6月中旬に第2期末接種分の予診票を送付しました。

◎今回の勧奨対象ではない平成7年4月2日から平成19年4月1日生

まれの方は、20歳の前日まで接種できます。

◎第1期・第2期の未接種分がある方は、予診票の交付を行っていますので、中央区保健所、日本橋・月島保健センターに母子健康手帳を持参の上、お越しください。

MR(麻しん風しん混合)ワクチンおよび麻しんワクチン未接種分の任意接種

麻しんの排除や感染拡大の防止を図るため、麻しんの予防接種が2回完了していない方に費用助成を行っています。

対象

- ・満2歳から第2期対象前の方のうち、麻しん未罹患でMR1期を未接種の方
- ・小学校1年生から高校3年生相当までの年齢の方のうち、麻しん未

罹患で2回の麻しん予防接種が完了していない方

- ・平成12年4月1日から平成13年4月1日生まれの方のうち、麻しん未罹患で2回の麻しん予防接種が完了していない20歳未満の方

対象ワクチン

原則、MRワクチン
接種方法など

任意MR予診票に必要事項を記入の上、指定医療機関で無料接種できます。中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参の上、お越しください。

◎免疫の効果から接種後1年間は2度目の接種はできませんのでご了承ください。

☎中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930

別表

予防接種名	法律による対象年齢(無料接種)	標準的接種期間	予診票発送時期	接種方法など
BCG	1歳の前日	生後5カ月～8カ月の間	5カ月に達する月	経皮接種 1回
MR(※) 麻しん 風しん	第1期	同左	11カ月に達する月	皮下接種 0.5ml 1回
	第2期		小学校就学前々年度の3月末ごろ	
水痘(水ぼうそう)	1～3歳の前日	生後12カ月～15カ月に達するまでに1回目を接種し、1回目の接種から6～12カ月空けて2回目を接種	11カ月に達する月	皮下接種 0.5ml 2回
DPT-IPV (四種混合) ジフテリア、百日せき、 破傷風、ポリオ	第1期初回(1～3回)	3カ月～7歳6カ月の前日	生後3カ月に達した時から生後12カ月に達するまで	皮下接種 0.5ml 20～56日間隔で3回
	第1期追加		第1期初回接種終了後12カ月に達した時から18カ月に達するまで	皮下接種 0.5ml 第1期初回終了後 12～18カ月の間に1回
DT (二種混合) ジフテリア・破傷風	第2期	11～13歳の前日	11歳に達した時から12歳に達するまで	皮下接種 0.1ml 1回
日本脳炎	第1期初回(1～2回)	6カ月～7歳6カ月の前日	3歳に達した時から4歳に達するまで	皮下接種 0.25ml(3歳未満) 0.5ml(3歳以上) 6～28日間隔で2回
	第1期追加	6カ月～7歳6カ月の前日で第1期初回終了後6カ月以上経過した者	4歳に達した時から5歳に達するまで	皮下接種 0.25ml(3歳未満) 0.5ml(3歳以上) 1回
	第2期	9～13歳の前日	9歳に達した時から10歳に達するまで	皮下接種 0.5ml 1回
子宮頸がん(HPV)	小学校6年生～ 高校1年生女子	中学校1年生 6カ月間に3回接種	現在、個別勧奨は行っていない。	筋肉内接種 0.5ml 計3回 (ワクチンが2種類あり、互換性がないため接種が始まるとワクチンの変更はできません。3回終了後の別ワクチンの追加もできません) サーバリックス：初回接種から1カ月後、6カ月後に接種 ガーダシル：初回接種から2カ月後、6カ月後に接種
インフルエンザ菌b型(Hib)	2カ月～5歳の前日	生後2～6カ月 4回接種(初回3回、追加1回)	1～14日生まれの方は2カ月に達する前月 15～31日生まれの方は2カ月に達する月	皮下接種 0.5ml(生後2～6カ月接種開始) 初回は4～8週間隔で3回、追加は初回完了から7～13カ月後に1回 ◎接種開始月齢によって接種回数異なります。
小児用肺炎球菌	2カ月～5歳の前日	生後2～6カ月 4回接種(初回3回、追加1回)	1～14日生まれの方は2カ月に達する前月 15～31日生まれの方は2カ月に達する月	皮下接種 0.5ml(生後2～6カ月接種開始) 初回は27日以上の間隔で3回(1歳までに3回目を完了)、追加は初回完了から60日以上の間隔を空けて1回 ◎接種開始月齢によって接種回数異なります。
B型肝炎	1歳の前日	生後2～9カ月 3回接種	1～14日生まれの方は2カ月に達する前月 15～31日生まれの方は2カ月に達する月	皮下接種 0.25ml 3回 27日以上の間隔で2回、1回目接種から139日以上の間隔をあけて1回

(※)基本はMRワクチンを接種。麻しんまたは風しんに罹患したことがあり、保護者が希望する場合は、罹患していない方の単味のワクチンを接種することもできます。

接種間隔の目安(別の種類の予防接種を受ける場合)

生ワクチン	BCG、MR、水痘、おたふくかぜなど	接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと
不活化ワクチン	DPT-IPV、DPT、DT、IPV、日本脳炎、HPV、Hib、小児用肺炎球菌、B型肝炎など	接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと

障心身障害者医療費助成制度 受給者証をお持ちの方へ

現在、◎受給者証をお持ちの方が加入している健康保険の現況調査を行います。これは、受給者証の年次更新に当たり、中央区国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入されている方を対象に行うものです。

該当の方には、7月中旬頃、調査票を送ります。記載内容を確認の上、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

☎障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5389
FAX(3544)0505

令和2年度 夏季施設「山の家」の 空室申し込み中止のお知らせ

「区のおしらせ ちゅうおう」6月11日号で掲載した夏季施設「山の家」の空室申し込みについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、募集を中止することとなりました。

楽しみにされていた皆さんには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご

理解いただきますようお願いいたします。

◎「海の家」の空室申し込みについては、予定通り6月25日(木)から申し込みを受け付けます。

☎保険年金課給付係
☎(3546)5361



凡例
お問い合わせ(申込)先
HP ホームページアドレス
Eメールアドレス

電話の自動音声による納付案内



特別区税、国民健康保険料、住宅使用料などに未納がある方に対して、自動音声による納付案内などを行っています。納付案内などの電話は、夜間や土・日曜日、祝日に発信することもあります。

なお、金融機関から区への納付確認には2週間程度を要します。このため、すでに納付いただいている方

にも案内電話を差し上げる場合があります。行き違いの際は、ご了承ください。

この電話による納付案内などでは、次のような内容を案内することはありませんのでご注意ください。

- ・特定の金融機関や口座番号への振り込みをお願いすること
- ・ATM(銀行・コンビニエンス

ストアなどの現金自動預払機)の操作をお願いすること
・通帳やキャッシュカードを預けるようお願いすること

発信電話番号

- ・特別区税などについて ☎(6260)6792
 - ・国民健康保険料などについて ☎(6260)6793
 - ・住宅使用料などについて ☎(6260)6794
- ◎発信専用ですので、折り返しはできません。

☎・特別区税などについて
税務課整理係
☎(3546)5279

・国民健康保険料などについて
保険年金課収納係
☎(3546)5365

・住宅使用料などについて
住宅課住宅管理係
☎(3546)5467

◎お問い合わせは平日のみとなりますのでご注意ください。



町会・自治会に加入して 地域交流の(輪)を広げましょう

町会・自治会は、地域に住み働く人たちが、住民同士の交流や地域行事、防犯・防災などの地域活動に取り組んでいる地縁による自主的な団体です。区内には、現在177の町会・自治会があります。

ぜひ、町会・自治会に加入し、豊かで住みよいまちづくりにご参加ください。なお、居住地域の町会長・自治会長をご紹介しますので、お問い合わせください。

主な活動内容 情報交換

区や関係行政機関などからのお知らせを回覧・配布することにより、皆さんの生活に役立つさまざまな情報を提供しています。

防災活動

日頃から、もしもの災害に備えた防災訓練を実施するとともに、災害用資器材の配備などを行っています。

防犯・交通安全活動

防犯パトロールや春秋の交通安全運動など、地域の安全安心のための活動を行っています。

環境美化活動

空き缶やびん、ペットボトルなどの資源回収や町内清掃などを通じて地域美化に努めています。



親睦活動

盆踊り大会や餅つき大会など、誰でも参加でき、地域の幅広い世代の方たちと触れ合うことができるイベントを実施しています。

◎町会・自治会の活動などは、「中央区町会・自治会ネット」や「こんにちはは町会です特別号」でご覧いただけます。

事業主の皆さんへ

町会・自治会に加入し、区の商工業融資を利用した場合、借受人負担利率を優遇します。

☎・京橋地域

地域振興課コミュニティ支援係
☎(3546)5336

・日本橋地域
日本橋特別出張所地域活動係
☎(3666)4251

・月島地域
月島特別出張所地域活動係
☎(3531)1151

HP・中央区町会・自治会ネット

http://chokai-jichikai.genki365.net/



・こんにちはは町会です特別号
https://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/komyunitei/tyokai.files/tokubetugo.pdf



広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」の配布

区では、区の重点施策や各種事務事業・行事などを広く区民の皆さんにお知らせするため、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」を毎月1日・11日・21日の月3回発行し、1日号(1月1日号を除く)は町会・自治会を通じて、11日・21日号および1月1日号は新聞折り込みで配布しています。

また、区役所や日本橋・月島特別出張所などの区施設の他、区内の駅構内やファミリーマート(一部店舗を除く)などでも配布しています。

- ◎部数に限りがあります。
- ◎その他の配布場所は、本紙12面欄外をご覧ください。

広報紙を入手困難な高齢の方・障害のある方への個別配送

対象

新聞を定期購読していない区内在住者のうち、区施設などで広報紙を入手することが困難で、次のいずれかに該当する方

- ・おおむね65歳以上の方
- ・障害のある方(障害者手帳をお持ちの方)

送付する号

11日・21日号、1月1日号

申し込み方法

郵送を希望する号の発行日15日前(必着)までに広報課広報係へ申込書を持参、☎へ郵送、ファクスまたは

Eメールで申し込む。

申込書の配布場所

区役所2階広報課、日本橋・月島特別出張所で配布する他、区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎申込書の郵送をご希望の場合は、広報課広報係までお問い合わせください。

◎「区のおしらせ ちゅうおう」は区のホームページにも掲載しています。

声の広報・点字広報のご利用を

「区のおしらせ ちゅうおう」をCD・カセットテープに録音した「声の広報」、点字版にした「点字広報」を、毎月3回発行しています。

申し込まれた方には郵送でお送りしています。申し込みは随時受け付けています。

また近隣の方などで必要とされる方がいらっしゃいましたらご案内くださいますようご協力をお願いします。

対象

区内在住・在勤で視覚障害のある希望者(身体障害者手帳1~6級所持者)

費用

無料

申し込み方法

電話または区役所2階広報課で直接申し込む。

☎104-8404

中央区築地1-1-1

広報課広報係

☎(3546)5216

FAX(3546)2095

E:koho_01@city.chuo.lg.jp

「ちゅうおう区議会だより」の個別配送

年5回発行している「ちゅうおう区議会だより」についても、個別配送しています。

対象

広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」と同様

◎申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

☎議会局調査係

☎(3546)5559

「区のおしらせ ちゅうおう」郵送申込書

「区のおしらせ ちゅうおう」(11日・21日号・1月1日号)の郵送を下記の通り申し込みます。

【申込日】 年 月 日

【希望の理由】 該当する項目いずれかに○印を付けてください。

<input type="checkbox"/>	新聞を定期購読しておらず、高齢のため「区のおしらせ ちゅうおう」を最寄りの区施設などで入手することができない(おおむね65歳以上の方)。
<input type="checkbox"/>	新聞を定期購読しておらず、障害があるため「区のおしらせ ちゅうおう」を最寄りの区施設などで入手することができない(障害者手帳をお持ちの方)。

【郵送先】 下記全ての項目をご記入ください。

住所	〒 中央区
氏名	(ふりがな)
電話番号

「ほっとプラザはるみ」 回数券の還付(払い戻し)

6月30日(火)まで

ほっとプラザはるみの休館に伴い、お手元に残った回数券の使用料を口座振替により還付しています。

申し込み方法

6月30日(消印有効)までに所定の請求用紙に必要事項を記入・押印(スタンプ印不可)、回数券を添付して☎へ郵送または持参して請求する。

◎請求用紙は区役所、日本橋・月島特別出張所で配布する他、区のホームページからダウンロードする

こともできます。

◎レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)購入分は、レッツ中央へお問い合わせください。

☎104-8404

中央区築地1-1-1

環境政策課庶務係

☎(3546)5412

レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)

☎(3546)8610

区民どうしのたすけあい家事サポート

「虹のサービス」協力会員募集

虹のサービスは、高齢や障害、出産などにより、日常的な家事にお困りの方(利用会員)を、地域の方(協力会員)がお手伝いする、助け合い活動です。

対象

18歳以上で地域の助け合い活動の主旨をご理解いただける方
◎男女問わず資格や経験は不要です(月1回からの活動も可能)。

活動内容

掃除、洗濯、布団干し、買い物、食事の支度、通院・散歩などの外出の付き添い、見守り、話し相手、代読・代筆、薬の受け取りなどの代行、車いすの移動介助など
◎登録の際に、ご協力いただける活動を選択できます。

謝礼

1時間800円

申し込み

電話、ファクスまたはEメールで
①虹のサービス協力会員②氏名・ふりがな③郵便番号・住所④電話番号を記入して申し込む。

◎毎月開催している協力会員登録オリエンテーション(所要時間2時間30分程度)に参加していただき、虹のサービス事業の概要説明の後、活動可能な日時や提供できる活動内容などの登録手続きを行います。

☎中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部推進課

☎(3206)0603

FAX(3523)6386

✉zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

車いす・シルバーカーの貸し出し

日常生活の行動範囲を広げ、福祉の増進を図ることを目的に、企業や団体などからご寄付いただいた車いす・シルバーカーを区民の方に貸し出しています。

車いすの貸し出し

対象

・社会福祉協議会会員(申し込み時に会員加入可)およびその家族で、高齢や障害などの理由で車いすが必要な方
・「虹のサービス」利用会員の方
・会員以外で、通院や退院、旅行、けがなどで一時的(1カ月以内)に車いすが必要な方

費用

無料
◎ただし1カ月以上の貸し出しは社会福祉協議会会員として入会(会費(年度)1,000円以上)が必要です。

貸出期間

原則6カ月以内

貸出窓口

・社会福祉協議会在宅福祉サービス部推進課
・さわやかワーク中央

・日本橋・月島特別出張所区民係
・シニアセンター

シルバーカーの貸し出し

対象

・社会福祉協議会会員(申し込み時に会員加入可)およびその家族で、おおむね65歳以上の高齢者
・「虹のサービス」利用会員の方

費用

無料
◎ただし社会福祉協議会会員として入会(会費(年度)1,000円以上)が必要です。

貸出期間

原則6カ月以内

貸出窓口

・社会福祉協議会在宅福祉サービス部推進課
・さわやかワーク中央
◎介護保険制度などで車いす・シルバーカーをご利用いただける方は原則として対象外です。
◎車いすとシルバーカーの同時貸し出しはできません。
◎民間タクシー会社と提携し、車いす・シルバーカーをお届け・返却するサービス(有料)を行っています。
☎中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部推進課
☎(3206)0603

中央区社会福祉協議会成年後見支援センター

「すてっぷ中央」のご案内

権利擁護支援事業

区内在住の高齢者や、20歳以上で障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、次のサービスを実施しています。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスに関する情報提供や相談、サービス利用の手続きや利用料の支払いなどを援助します。

利用料 1時間1,000円

日常的な金銭管理サービス

預貯金の出し入れや公共料金、医療費、家賃の支払いなどを援助します。

利用料 1時間1,000円

書類等預かりサービス

定期預金証書、不動産権利証などの重要書類をお預かりします。

利用料 1カ月1,000円

◎各サービスとも、所得により利用料減免の制度があります。

◎財産状況の確認や信頼関係づくりのため、利用開始まで通常1~2カ月かかります。

成年後見支援事業

成年後見制度とは認知症や障害などのため、自分自身で判断することが困難になった方の財産と権利を後見人などが守る制度です。

一般相談

制度の概要、利用方法などについて一人一人のご事情に沿って相談に応じます。またお越しいただくことが難しい場合は、職員がご自宅に向いてお話を伺います。

弁護士による福祉法律相談

成年後見制度の手続きや利用に関する相談をはじめ、高齢者や障害のある方の権利侵害、福祉サービスの利用に関わるトラブルや苦情などについて、専門の弁護士が相談に応じます。

日時など

毎月1回3組

午後1時30分~4時30分

相談時間 1組1時間

◎開催日など詳しくはお問い合わせください(要予約)。

申し立ての支援

法定後見申立書類作成の支援や、弁護士、司法書士などの専門職後見人候補者の紹介を行います。

後見費用などの助成

所得や資産が少ない方でも成年後見制度を利用できるよう、申し立て費用や後見人への報酬の支払いが困難な方に対し、費用助成を行います。

出前講座の実施

町会・自治会や高齢者クラブ、職場内グループ、施設などに職員が向かい、成年後見制度に関する説明を行います。

親族後見人への支援

親族の後見人に就任されている方などを対象とした講座を開催する他、随時相談に応じています。

☎中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」

☎(3206)0567



凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

ハンディキャブ 運転ボランティア募集

車いすのまま乗車できるハンディキャブの利用希望者が運転者を確保できない場合に、運転とリフト操作などを行う「運転ボランティア」を募集しています。

活動日時

利用者の希望する日時(年末年始、車両整備日などを除く)

活動場所

利用者の希望する場所(主に都内や近隣の病院など)

◎運転ボランティアの登録は21歳以上70歳未満の方ができます。

◎自動車保険に加入していますので、安心して活動できます。

◎運転ボランティアの登録方法など、詳しくはお問い合わせください。

☎中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部推進課

☎(3206)0603

FAX(3523)6386

✉zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

次の症状がある方は、帰国者・接触者電話相談センターへご相談を

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある方
・重症化しやすい方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある方
・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く方
◎重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方です。

帰国者・接触者電話相談センター

Table with 3 columns: 受付時間, 設置機関, 電話番号. Includes info for Chuo-ku Health Center and Chuo-ku Multi-Purpose Center.

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

中央区保健所コールセンター

月~金曜日の午前9時~午後5時(祝日・休日を除く)
☎(3541)5254

◎区内在住・在勤者が対象です。

厚生労働省

午前9時~午後9時(土・日曜日、祝日・休日を含む)
☎(0120)565653

都福祉保健局

午前9時~午後9時(土・日曜日、祝日・休日を含む)

①多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)による相談

☎(0570)550571(ナビダイヤル)

②聴覚障害のある方などからの相談
FAX(5388)1396

特別定額給付金(10万円給付)について

中央区特別定額給付金コールセンター

午前8時30分~午後5時(水曜日は午後7時まで。土曜日、祝日・休日を除く)

☎(6281)5071

国や都からの協力要請・指示などに関する区の対応などについて

中央区新型コロナウイルス総合案内(コールセンター)

月~金曜日の午前9時~午後5時(祝日・休日を除く)

☎(6281)5070

都の要請・指示などの措置に対する疑問や不安などについて

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

午前9時~午後7時(土・日曜日、祝日・休日含む)

☎(5388)0567

休業や離職などで生活資金にお困りの方への特例貸付について

中央区社会福祉協議会管理部庶務課

☎(3206)0506

◎詳しくは中央区社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

中小企業支援・緊急融資について

工商観光課相談融資担当

☎(3546)5330・5333

◎詳しくは区のホームページをご覧ください。



凡例 日日時 場会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー

遊ぶ 知る

記入例(はがき・ファクス)

1人1枚 限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

- 講座名など
 - 氏名・ふりがな
 - 〒・住所
 - 電話番号
 - 年齢
 - その他必要事項
- 図**に〒・住所が記載されていない場合の宛先は 〒104-8404 築地1-1-1中央区役所 ○○課○○係(図の宛名)
- 「電子申請も可」と記載されているものは 区のホームページの電子申請から申し込みも可能

施設 10月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘 申し込み

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
在住者優先申し込み	専用はがき(区内在住者優先利用申込書) 7月14日(火)各施設必着 保養施設予約システム 7月1日(水)午前7時~14日(火)午後11時 抽選日 7月16日(木)	7月14日(火)各施設必着 7月1日(水)午前7時~14日(火)午後11時 7月16日(木)
空室申し込み(どなたでも申し込みます)	保養施設予約システムによる申し込み 7月20日(月)午前0時~ フロントへの電話による申し込み 7月20日(月)午前10時~	7月20日(月)午前0時~ 7月20日(月)午前10時~
	問ヴィラ本栖フロント ☎(0120)162312 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0555(87)2711	問伊豆高原荘フロント ☎(0120)151307 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0557(53)1163

- 保養施設予約システムは、区のホームページや、区役所に設置してある利用者端末をご利用ください。
 - 伊豆高原荘をご利用の際に禁煙室を希望される方、高齢者や身体に障害のある方で風呂付きの和洋室を希望される方は、施設に直接ご連絡ください。
 - 伊豆高原荘では、伊豆高原駅から施設までどなたでも利用できる送迎バスを運行しています。
 - 区内4カ所からヴィラ本栖まで乗り換えなしで行ける便利な直通バスを運行しています。
 - 利用者の人数に応じて、バスはジャンボハイヤーに変更する場合があります。
 - 施設のご利用について詳しくは、区役所・区民センターなどに置いてあるパンフレットをご覧ください。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、施設やバスのご利用に制限を設ける場合があります。
- 問地域振興課区民施設係 ☎(3546)5623
HP保養施設予約システム
<https://www.11489.jp/Chuohoyou/annai/>

夏季借上宿泊施設の空室申し込み

- 【開設期間】**
7月18日(土)泊~8月16日(日)泊
- 【対象】**
中小企業に勤務する区内在勤者と同居家族および区内在住者
- 【宿泊日数】**
2泊3日以内
- 【空室申し込み】**
7月3日(金)午前9時から電話で申し込む。
- 空室情報はレッツ中央のホームページで6月26日(金)から公開します。
- 部屋使用料・食事代など詳しくはレッツ中央のホームページをご覧ください。
- 問レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)
☎(3546)8610
HP<http://www.chuo-tokyo.com/>

保健・医療・福祉

かかりつけ歯科医の紹介・相談窓口

障害のある方や要介護状態の方などで、ご自分ではかかりつけの歯医者さんを見つけることが困難な方に、身近な地域で適切な歯科医療を受けられるように「かかりつけ歯科医」の紹介を電話で行っています。

【受付日時】月~金曜日(閉庁日を除く) 午前8時30分~午後5時

問福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5397

成人歯科健康診査・高齢者歯科健康診査

歯周病や虫歯などの早期発見、予防を目的とした歯科健康診査を実施します。

成人歯科健康診査

【対象】区内在住で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に誕生日に達して20歳、25歳または30歳から70歳までの偶数歳になる方

【内容】歯および歯周の検査、口の中の清掃状態、そしゃくの状態の検査、歯みがき指導

高齢者歯科健康診査

【対象】区内在住で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に誕生日に達して72歳または74歳以上になる方

【内容】虫歯や歯ぐきの検査、入れ歯の状態、口の中の清掃状態、そしゃくの状態の検査、歯みがき指導、むせの状態、口の中の乾燥および飲み込みの簡易検査

共通

- 【目】**7月1日(水)から令和3年2月27日(土)までの健診実施医療機関の診療時間中
- 【費】**無料(虫歯の治療や歯石除去などの治療費は、受診者負担)
- 対象の方には6月下旬に受診券を送付します。
- 寝たきりの方、障害があり通院が困難な方は、訪問による歯科健診を受診することができます(中央区内のみ)。
- 詳しくは「受診券」をご覧ください。
- 問福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5397

中央区重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

重症心身障害児(者)などの健康の保持を図るとともに、家族の介護負担を軽減することを目的として、居宅に訪問看護師を派遣し、一定時間医療的ケアなどを代替します。

【対象】(1)~(3)の要件に全て該当する方

(1)次のいずれかの状態にある方

①18歳に達する日までの間に、愛の手帳1度または2度程度の知的障害があり、かつ、身体障害の程度

が1級または2級(自ら歩くことができない程度の肢体不自由)の身体障害者手帳を有する方

②人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児

(2)家族などにより在宅介護を受けて

生活している方

(3)訪問看護サービスによる医療的ケアを受けている方

○1カ月当たりの利用回数および1回当たりの利用時間など、詳しくはお問い合わせください。

問障害者福祉課相談支援係
☎(3546)6032

その他

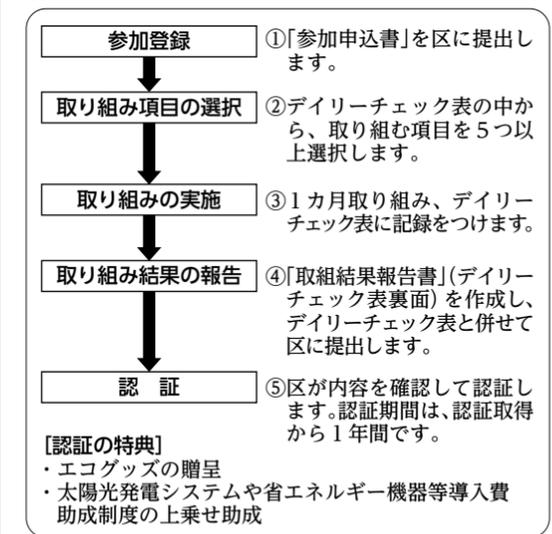
省エネにチャレンジ

区では、中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)家庭用の参加者を募集しています。

中央エコアクトとは、二酸化炭素の削減につながる取り組みを選択・実践し、一定期間取り組んだ結果を区に報告することで認証を受け、特典を得ることができる制度です。

この制度に取り組むことで、電気やガスなどのエネルギー使用量を減らし、光熱水費の削減を図ることができます(取り組みの流れなどは別図のとおり)。

問区役所7階環境推進課、日本橋・月島特別出張所などで配布している別図「取り組みの流れとエコグッズの例」



エコグッズ商品例

- 好きな商品を選ぶことができます。
- 交換商品は季節や在庫数によって変更します。

スリムマグボトル
ファミリーエコロ
3点セット

取り組みの例

- スイッチオフ
- 見ていないときは、テレビを消す。
- 洗顔や歯磨き中は、水を流じっ放しにしない。
- 冷蔵庫の扉を開けっ放しにせず、すぐに閉める。

隅田川花火大会中止のお知らせ

隅田川花火大会実行委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月11日(土)に開催を予定していた「令和2年(第43回)隅田川花火大会」の中止を決定しました。また、延期開催もありません。

○詳しくは隅田川花火大会公式ホームページをご確認ください。

問隅田川花火大会実行委員会事務局(墨田区役所文化芸術振興課内)
☎(5608)1111
HP隅田川花火大会公式ホームページ
<https://www.sumidagawa-hanabi.com/>

敬老入浴事業

65歳以上の区民の方に健康の保持増進や地域の方との交流に役立てていただくため、区内の全公衆浴場(別表1のとおり)および他区協力浴場(別表2のとおり)を1回100円で利用できる「敬老入浴証(カード)」を希望により交付しています。

- 65歳以上の方
65歳になる誕生日(区内に転入された65歳以上の方は転入された翌月)の初旬に敬老入浴証への引換券を郵送しています。
特別養護老人ホーム入所者の方を除きます。
引換券は黄色いはがきサイズのもので、「敬老入浴証(カード)の

別表1

Table with 4 columns: 浴場名, 所在地, 電話番号. Rows include 京橋, 日本橋, 月島.

別表2

Table with 4 columns: 浴場名, 所在地, 電話番号. Rows include 千代田区, 台東区.

最新の営業状況については、各公衆浴場へお問い合わせください。

フレイル(虚弱)を予防しましょう

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、外出する機会が減り、運動不足になることで、心身や認知機能の低下、免疫力の低下などが心配されています。

自宅でもできる簡単な運動に取り組み、フレイルを予防しましょう。

「中央粋なまちトレーニング(粋トレ)」に取り組みましょう

「粋トレ」は、転倒予防や認知機能の向上などに効果のある中央区オリジナルの介護予防プログラムです。粋トレをご自宅で実践し、体力・免疫力のアップに役立てましょう。

粋トレの動画は区のホームページからご覧いただけます。



「訪問健康づくり」のご案内

健康教室に通うことが困難な方の自宅に保健師が訪問し、健康状態に合わせて、1回2時間程度、簡単な体操や健康づくりのお話をします。また、電話での相談やアドバイスも行っています。

フレイルの進行が心配な方、気持ちが沈んでうつ傾向の方など、お気軽にご相談ください。

【訪問までの流れ】

電話による申し込み受け付けの後、健康状態や健康づくりの目標などを確認するために一度ご自宅に伺った後、定期的な訪問をスタートします。

【訪問期間】

引換券在中」と記載された封筒に入れて郵送しています。

引換券が届かないまたは紛失されたなどで引換券をご希望の方は、までお問い合わせください。

【引換場所】

公衆浴場(別表1・2のとおり)、区役所4階高齢者福祉課、シニアセンター、各いきいき館(敬老館)、日本橋・月島特別出張所

【敬老入浴証の再発行】

敬老入浴証を紛失・破損された方は、公衆浴場に住所・氏名・生年月日を確認できるもの(健康保険証などを提示し、再交付申請書(公衆浴場にあり)に必要事項を記入すると、500円で再交付されます。

高齢者福祉課高齢者福祉係
(3546)5354

(案)に利害関係のある方は、公述ができません(1人10分以内)。ご希望の方は、縦覧期間中(必着)に公述申出書の提出先までご提出ください。

申し出多数の場合は意見要旨などを考慮した選定となります。

【公述申出書の提出先】

〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

【公聴会の開催】

【対象区域：特別区】

8月20日(木)

午後7時～

【対象区域：全域】

8月21日(金)

午後2時～、午後7時～

【共通】

場都庁第一本庁舎大会議場

定当日100人程度(先着順)

定員は会場により異なります。

上記の他、関係市町村において公聴会を開催します。日時や場所など詳しくはお問い合わせください。

都市計画(案)の①については、縦覧期間中に都のホームページでも意見募集を実施しています。

都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

(5388)3225

都都市整備局ホームページ

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/

建物などの住所(住居表示)調査と、住居表示板の取り付け・取り替え

住居表示板は、郵便配達や来訪の方などに目的地を分かりやすくするもので、毎年区域を決めて脱落や汚損などについて調査をしています。

調査員腕章を所持した調査員が実施します。

【調査内容】

- 未届けで住居番号を定めていない建物や、名称が変更された建物を調査します。
既存建物の住居表示板の脱落・汚損などを調査し、その取り付けや取り替えを行います。

【調査区域】

月島一丁目～四丁目

【作業期間】

7月1日(水)～10月30日(金)

建築課調査係

(3546)5453

公園や「花咲く街角」の花壇ボランティア募集

区では、平成元年4月に「花の都中央区宣言」を制定し、花や緑で包まれた美しいまち、清潔なまちづくりに取り組んでいます。

また、花のあるまちづくりをより一層推進するため、平成22年3月に「緑のアダプト制度」を創設し、区民や事業者などの方々の緑のパートナーシップを築いています。

【アダプト制度とは】

地域住民や事業者の方々が公園や道路などの施設において、環境美化活動を行い、管理する制度です。

【ボランティア募集内容】

場公園・児童遊園、緑地帯、「花咲く街角」の花壇

区内在住・在勤で、年間を通じて草花の植え付け、手入れ、除草などの活動を実施していただける方(個人または団体)

原則として、1年以上継続していただける方

【区からの支援内容】

- 草花、肥料などの提供
移植ごて、軍手などを支給
ボランティア保険の加入

区役所7階水とみどりの課の窓口で申し込む。

詳しくはお問い合わせください。

水とみどりの課道路緑化施設係

(3546)5437



「みどりの助成制度」を利用しませんか

区では、花と緑に囲まれた健康で快適な生活環境を確保するため、建築物などの緑化に必要な経費の一部を助成しています。

【助成対象】

- 新たに緑化する地上部や屋上・壁面の緑化および安全性に問題のあるブロック塀の撤去に伴う緑化(上限200万円まで)
幹回り120cm以上の樹木の保護育成(1本1万円、上限10万円まで)

詳しくはお問い合わせください。

水とみどりの課緑化推進係

(3546)5629

令和2年度中央区職員募集

【募集職種】福祉

【募集人員】15人程度

【受験資格】国籍・性別を問わず、昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(令和3年3月31日までに資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方を含む)

【第1次選考日】8月23日(日)

【申込期間】6月22日(月)～8月7日(金)

受験資格、申し込み方法など詳しくは、区役所3階職員課、日本橋・月島特別出張所にある募集案内または区のホームページをご覧ください。

募集案内を郵送で請求する場合には、封筒に「福祉募集案内請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号・140円切手を貼り、返送先を記入したもの)を同封の上、送付してください。

〒104-8404

中央区築地1-1-1

職員課人事係

(3546)5248

人口と世帯(住民基本台帳) 6月1日現在

Table with 2 columns: 人口, 世帯. Rows include total population, male, female, and households.

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

東京都知事選挙

投票日時

7月5日(日)午前7時~午後8時

7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。
この選挙は都民の代表を選ぶ大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。



投票できる方

投票をするには、選挙人名簿に登録をされていることが必要です。今回投票できる方は、日本国民であることに加え、次の要件に当てはまる方です。

年齢要件

平成14年7月6日以前に生まれた方

住所要件

- 令和2年3月17日(火)以前に転入の届け出をし、引き続き6月17日(水)まで中央区にお住まいの方
- 令和2年2月17日(月)以降に中央区から転出し、転出前に引き続き3カ月以上中央区に住所を有し、転出後4カ月を経過しない方

中央区から転出された方、またはこれから転出される方

令和2年3月18日(水)以降に都内の他区市町村に転出し、新住所地に引き続き住んでいる方は中央区の選挙人名簿に登録があれば中央区の投票所で投票できます。ただし、投票する際に新住所地の「引き続き住所を有する証明書」(住民票の写し(選挙用)など)(無料)が必要となります。住民票の写しなどをお持ちでない場合も投票することはできますが、投票所でお待たせする場合があります。

◎投票日までに都外へ転出された方は投票できません。

中央区へ転入された方

令和2年3月18日(水)以降に都内の他区市町村から中央区に転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録があれば、前住所地の投票所で投票できます。投票する際に、中央区の「引き続き住所を有する証明書」(住民票の写し(選挙用)など)(無料)が必要となりますので、区役所1階区民生活課総合窓口係または、日本橋・月島特別出張所の窓口で交付を受けてください。

区内転居された方

6月4日(木)以降に中央区内で転居の届け出をされた方は、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

投票所はよく確かめて

投票はあらかじめ決められた投票所で行います。入場整理券や投票所一覧(別表1のとおり)などで自分の投票所を確認してから投票に行きましょう。

入場整理券

入場整理券は、6月18日(木)までに世帯ごとに封書で発送しました。投票所では、入場整理券のバーコードで受け付け処理をしますので忘れずにお持ちください。

入場整理券が届いていない方や紛失された方でも、選挙人名簿に登録があることなど一定の要件を満たしていれば投票できます。

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行など、別表2に掲げる事由で投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

投票での混雑を緩和し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、期日前投票を積極的にご活用ください(過去の選挙では、比較的早めの日にちが空いています)。

期日前投票をされる方は、入場整理券裏面の期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書に必要事項をご記入の上、別表3に記載の期日前投票所へお持ちください。

選挙公報は新聞折り込み

選挙公報は6月25日(木)に、朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売新聞の6紙に折り込んで配布します。

なお、新聞折り込み日以降は、区役所、日本橋・月島特別出張所の他、主な区の施設、区内の郵便局、新聞販売所、地下鉄の駅にも配置します。また、区のホームページからも選挙公報を見ることができます。

開票

7月5日(日)午後8時50分から、築地社会教育会館3階屋内体育場で行います。

選挙管理委員会事務局
☎(3546)5541

別表1 投票所一覧

投票区	投票所	投票区域
1	京橋区民館	八重洲二丁目、京橋
2	泰明小学校	銀座一丁目2~11番、二丁目2~9番、三丁目2~8番、四丁目1~8番、五丁目1~10番、六丁目2~12番、七丁目2~11番、八丁目2~11番
3	京橋プラザ	銀座一丁目12~28番、二丁目10~16番、三丁目9~15番、四丁目9~14番、新富
4	銀座中学校	銀座五丁目11~15番、六丁目13~18番、七丁目12~18番、八丁目12~21番
5	京橋築地小学校	築地、浜離宮庭園
6	明石小学校	入船三丁目、湊三丁目、明石町
7	中央小学校	入船一・二丁目、湊一・二丁目
8	京華スクエア	八丁堀
9	明正小学校	新川
10	常盤小学校	日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町一丁目1~5番、二丁目1~5番、三丁目1~5番、四丁目1~8番
11	十思スクエア	日本橋本町一丁目6~10番、二丁目6~8番、三丁目6~11番、四丁目9~15番、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋馬喰町
12	日本橋小学校	日本橋人形町一丁目、二丁目1~14番、21~31番、37番、三丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目1~28番
13	有馬小学校	日本橋人形町二丁目15~20番、32~36番、日本橋蛸殻町一丁目29~39番、二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町二丁目1~5番、18~30番、43~58番、三丁目、日本橋中洲
14	久松小学校	日本橋富沢町、日本橋横山町、東日本橋、日本橋久松町、日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目6~17番、31~42番、59~62番
15	阪本小学校	八重洲一丁目、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町
16	佃島小学校	佃
17	月島区民館(※)	月島一・二丁目
18	月島特別出張所	月島三・四丁目
19	月島第二小学校	勝どき一・二・三・四丁目
20	豊海小学校	勝どき五・六丁目、豊海町
21	晴海区民館	晴海

(※)は、令和元年7月21日執行 参議院議員選挙から投票所が変更されています。

別表2 期日前投票該当事由

項目	事由
仕事など	仕事、学業、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭に出席
旅行用事など	上記以外の用事または事故のため、 ・他の区市町村に外出・旅行・滞在 ・区内の他の投票区に外出・滞在
病気など	病気・負傷・出産などのため歩行困難
転出	住所移転のため、都内の他区市町村に居住
天災悪天候	天災・悪天候のため投票所に到達できない(新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される状況は本項目に該当します)

別表3 期日前投票所一覧

場所	期間	時間
中央区役所本庁舎1階ロビー(築地1-1-1)	6月19日(金)~7月4日(土) ◎「区のおしらせ ちゅうおう」4月11日号で日本橋・月島特別出張所の期日前投票を6月28日(日)から開始としていましたが、投票所の混雑緩和のため、6月19日(金)から開始しています。	午前8時30分~午後8時
日本橋特別出張所1階会議室(日本橋蛸殻町1-31-1)		
月島特別出張所1階会議室(月島4-1-1)		

投票所での新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所に消毒液を設置します。
- 投票管理者、立会人、投票所職員はマスクの着用を徹底します。
- 投票用紙記載台および備え付けの筆記用具は定期的に消毒をします。
- 投票所では適宜換気をします。

有権者の皆さんにお願いする新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所に筆記用具を持参し、投票用紙に記入することができます。記入には、鉛筆を推奨しています。
- 投票所にお越しの際は、咳エチケット、来場前後の手洗いなどにご協力ください。また、周りの方との距離を保つようお願いします。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。
- ◎東京都知事選挙における感染拡大防止などに関する情報については、区のホームページでもお知らせしています。

(12) 「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、JRの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。